

平成十八年一月二十四日提出
質問第一一六号

政党本部の土地及び建物に関する質問主意書

提出者 末松義規

政党本部の土地及び建物に関する質問主意書

政党が政治活動を行っていく上で、政党の本部となる土地及び建物は重要な役割を果たす。この政党の本部となる土地及び建物の取得については、政党間で平等の条件が確保されることが、政治を正常に運営していく上で不可欠である。については与党自由民主党と一体となつて政治を行っている政府がそのような条件を確保していくことが重要である。

したがって、次の事項について質問する。

一 自由民主党本部の所在する土地（住所…千代田区永田町一丁目一―番二三号）の所有者は誰か。

二 政府は、自由民主党本部の所在する土地について、通常土地を所有することに伴い支払うこととなる諸税の納付を同党から受けているか。なお、「通常土地を所有することに伴い支払うこととなる諸税が不明確」といった理由等で回答を拒否することなく、常識の範囲内で対応するよう努められたい。

三 （自由民主党本部の所在する土地が国有であり、自由民主党は土地に対する諸税を支払っていないとする場合、）政府は、自由民主党から賃料等、土地を国から貸与されることに伴う対価を受けているか。受けている場合、① その金額（過去一〇年分）、② 支払い方式（一括か分割か）、③ 金額の算定根

抛、④ そのような貸与が可能となる法令上の根拠を回答されたい。

四 政府は、自由民主党本部と同様の方式で、国有財産である土地又は建物を他の政党に貸与しているような事例を把握しているか。ある場合、それぞれの事例について、前記三の①、②、③及び④について回答されたい。

五 自由民主党本部の建物（住所…千代田区永田町一丁目一一番二三号）の所有者は誰か。

六 自由民主党本部の建物の資産価値は、平成一六年政治資金報告書によれば一五億五二三〇万円とある。

また、自由民主党の平成一六年政党交付金報告書によれば、政党交付金から千代田都税事務所に一五九六万一一〇〇円を納付しており、これが同本部建物に対する諸税に相当するのではないかと推察されるものの明らかではない。ついては、政府は自由民主党本部の建物に対して、① いかなる税を課しているか、② それぞれの税の税額はいくらか、③ その算定根拠について回答されたい。

七 四において列挙された政党（国有財産である土地又は建物の貸与を受けている政党）がある場合、その政党本部の建物についても、前記六①、②及び③について回答されたい。

（なお、回答に際しては、質問の一部が不明確又は回答不能であることを以て、質問全体に回答しない

ということを避け、可能な限りすべての質問に何らかの回答を行うよう努められたい。）
右質問する。